



埼玉県報

第 2762 号
平成 28 年(2016 年)
1 月 8 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 介護保険法に基づく指定の取消処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の効力の停止処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 介護保険法に基づく指定の効力の停止処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 蕨都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蕨都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蕨都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道南古谷停車場線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

正誤

- 埼玉県教育委員会規則第 27 号中訂正 (教委・総務課)

告 示

埼玉県告示第三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Area Produce System

三 代表者の氏名

植杉 勝紀

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝五丁目十二番二十号大桐ビル一階

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地域における保育・教育の促進および向上、また、それに関わる雇用の促進・安定を目指す事業を行ない、文化的で活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域における保育・教育の促進および向上、それに関わる雇用の促進・安定を目指す事業を行ない、また、介護予防を主とした高齢者の地域活動の促進、支援を行なうことで、児童と高齢者を結んだ包括的地域社会及び安全安心な社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人たすけあい翁

（変更後） 特定非営利活動法人たすけあい・よしかわ

三 代表者の氏名

篠原 悦子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県吉川市吉川六百四十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者・市民に対し、福祉支援事業を行い、市民共助による福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルハウス

三 代表者の氏名

平井 一光

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目八十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、住み慣れた環境で、自立した生活を営むための福祉サービス事業、介護サービス事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、誰もが健やかに暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県中央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人包括球学術集会
- 三 代表者の氏名
吉岡 正道
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県桶川市北一丁目八番十三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本に住んでいる人々および、世界の人々に対して、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業を行い、国際協力に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人MIKATA
- 三 代表者の氏名
江原 義明
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市上平中央三丁目二十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、上尾市及び近隣市町村の高齢者や障害者等の社会的弱者に対し、生活全般に対する支援を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十一号

さいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十二号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第四号及び第六号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社アクティヴワン
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
東京都板橋区中丸町九番一号
- 三 事業所の名称
デイサービスらく楽上尾
- 四 事業所の所在地
埼玉県上尾市川一丁目二十九番地十六
- 五 介護保険事業所番号
一一七一六〇一四八五
- 六 サービスの種類
通所介護
- 七 指定取消年月日
平成二十七年十二月二十二日
- 八 指定取消の効力発生日
平成二十八年二月一日

告 示

埼玉県告示第四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第四号及び第六号の規定により指定の全部の効力を停止したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社アクティヴワン
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
東京都板橋区中丸町九番一号
- 三 事業所の名称
デイサービスらく楽鴻巣
- 四 事業所の所在地
埼玉県鴻巣市箕田三千八百十一番地三
- 五 介護保険事業所番号
一七七一七〇〇九一五
- 六 サービスの種類
通所介護
- 七 効力の停止期間
平成二十八年二月一日から平成二十九年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第六号の規定により指定の一部の効力を停止したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社アクティヴワン
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
東京都板橋区中丸町九番一号
- 三 事業所の名称
デイサービスらく楽桶川
- 四 事業所の所在地
埼玉県桶川市泉二丁目十五番二十三号
- 五 介護保険事業所番号
一七五二〇〇七四八
- 六 サービスの種類
通所介護
- 七 効力の停止の内容
新規利用者の受入れの停止
- 八 効力の停止期間
平成二十八年二月一日から平成二十八年四月三十日まで

告 示

埼玉県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー熊谷箱田店

埼玉県熊谷市箱田一丁目六百九十五番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 住宅地が隣接していることから、操業の時間等、騒音発生について十分な配慮をお願いします。また、荷捌き車両停車中及び駐車場では、アイドリング・ストップを励行し、発生苦情に対しては誠実に対応してください。
- (2) 店舗から排出される廃棄物については、分別を徹底して、適正な処理をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年一月八日から平成二十八年二月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第四十七号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、三級水準測量）

三 作業地域

入間市高倉五丁目、小谷田三丁目、宮寺地内

四 作業期間

平成二十八年一月四日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第四十八号

測量計画機関である杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町

四 作業期間

平成二十七年七月二十三日から平成二十七年十二月十八日まで

告 示

埼玉県告示第四十九号

平成二十七年埼玉県告示第七百五十号で公示した公共測量は、平成二十七年十月三十日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、検証点測量）

三 作業地域

越谷市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月十日から平成二十八年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第五十一号

平成二十七年埼玉県告示第七百四十九号で公示した公共測量は、平成二十七年十月十四日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十二号

蕨市から蕨都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十三号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十四号

さいたま市からさいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十五号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十六号

蕨市から蕨都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十七号

本庄市から本庄都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十八号

蕨市から蕨都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十九号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

| | |
|----------------------|--|
| <p>路 線 名</p> | <p>南古谷停車場線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>川越市大字並木字中田二四一番二 地先から同市大字並木字中田二四一番二 二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>平成二十八年一月八日</p> |
| <p>備 考</p> | <p>交通安全対策事業による。 平成二十年三月二十八日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第四 十号で告示した道路区域の一部供 用開始である。 延長四・九〇メートル</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十六年五月二十一日

指令川建セ第二六〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十八年一月五日

川建セ第二七〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字ヒジリ塚百六十二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字小堤九百十番地三十一一〇二

株式会社 愛和住販 代表取締役 菅野 智浩

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年十二月九日

指令越建セ第二七〇〇七二号

二 検査済証番号

平成二十八年一月四日

越建セ第四〇七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百六十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大場千三百七十六番地七 グランデージ三武里三〇三

町田 和人

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年一月八日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

一 日時

平成二十八年一月十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

正 誤

埼玉県教育委員会規則第二十七号（平成二十七年十二月二十五日第二千七百六十号）中訂正

ページ 行

一 一から二

誤

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を改正する規則

正

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則